

○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

令和6年3月27日条例第15号

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業及び医療保護施設をいう。

(事業者等の要件)

第3条 次の各号に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている者は、当該各号に掲げる省令の規定に規定する者とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の15第3項第1号 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第1項
- (2) 介護保険法第70条第2項第1号 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2
- (3) 介護保険法第78条の2第4項第1号 介護保険法施行規則第131条の10の2
- (4) 介護保険法第79条第2項第1号 介護保険法施行規則第132条の3の2
- (5) 介護保険法第115条の2第2項第1号 介護保険法施行規則第140条の17の2
- (6) 介護保険法第115条の12第2項第1号 介護保険法施行規則第140条の27の2
- (7) 介護保険法第115条の22第2項第1号 介護保険法施行規則第140条の34の2
- (8) 障害者総合支援法第36条第3項第1号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の21第1項
- (9) 障害者総合支援法第38条第3項において準用する障害者総合支援法第36条第3項第1号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の24の2第1項

(入所定員の要件)

第4条 介護保険法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 介護保険法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(基準の原則)

第5条 社会福祉施設等（医療保護施設を除く。以下同じ。）についてそれぞれ別表第1の中欄に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている当該社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準は、この条例（この条例の改正の際の経過措置を含む。）に別段の定めがあるものを除き、それぞれ同表の右欄に掲げる省令等（当該省令等の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準の例によるものとする。この場合において、別表第2の第1欄に掲げる省令等の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

（医療保護施設の運営に関する基準）

第6条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

（地域包括支援センターの職員等に係る基準）

第7条 担当する区域の第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数が当該年度の前年度の7月1日においておおむね6,000人以上である地域包括支援センター（介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）に置くべき職員及びその員数は、次表の左欄に掲げる同日における担当する区域の第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に定めるところによる。

担当する区域の第1号被保険者の数	職員及びその員数
おおむね6,000人以上8,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上1万人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人及び専らその職務に従事する常勤の同号イ(1)から(3)までに掲げる者のうちいずれか2人
おおむね1万人以上1万2,000人未満	専らその職務に従事する常勤の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ2人

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第8条 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）における同条第12項に規定する子育て支援事業には、教育・保育相談事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。）が含まれていなければならない。

2 教育・保育相談事業は、原則として、幼保連携型認定こども園の全ての開園日において実施されなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）

(2) 盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）

(3) 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）

(4) 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）

(5) 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）

(6) 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）

(7) 盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）

(8) 盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第57号）

(9) 盛岡市救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第58号）

(10) 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）

(11) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）

(12) 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）

(13) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）

(14) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）

(15) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）

(16) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成24年条例第65号)

- (17) 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）
- (18) 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）
- (19) 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第33号）
- (20) 盛岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）
- (21) 盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年条例第35号）
- (22) 盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）
- (23) 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）
- (24) 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）
- (25) 盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年条例第51号）
- (26) 盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号）
- (27) 盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例（令和2年条例第15号）
- (28) 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年条例第16号）

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に係る経過措置)

3 前項の規定による廃止前の盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例附則第2項に規定する者（同項に規定する届出をした者に限る。次項において「届出事業者」という。）については、当分の間、第5条及び別表第1の2の項の規定によりその例によるものとされる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。次項において「省令」という。）第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができる。

4 前項の規定にかかわらず、届出事業者が同項の届出をした日以後に、放課後児童健全育成事業所（省令第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。以下この項において同じ。）の専用区画（省令第9条第1項に規定する専用区画をいう。以下この項において同じ。）を移転し、又は放課後児童健全育成事業所の専用区画を増築し、若しくは改築した場合においては、前項の規定は、適用しない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に係る経過措置)

5 附則第2項の規定による廃止前の盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例附則

第2項に規定する保育所の乳児室の面積の基準については、第5条後段の規定は、適用しない。ただし、同条例の施行の日以後に当該保育所の建物が増築又は改築をされた場合における当該増築又は改築に係る部分については、この限りでない。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る経過措置)

- 6 特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）に設ける居室に係る第5条及び別表第1の10の項の規定によりその例によるものとされる地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号。次項及び附則第8項において「平成23年整備省令」という。）附則第2条第2項の規定の適用については、同項中「前項の条例」とあるのは「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和6年条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）」と、「当該条例」とあるのは「同条例」と、「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る経過措置)

- 7 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設に設ける居室に係る第5条及び別表第1の15の項の規定によりその例によるものとされる平成23年整備省令附則第4条第2項の規定の適用については、同項中「前項の条例」とあるのは「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例附則第2項の規定による廃止前の盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）」と、「当該条例」とあるのは「同条例」と、「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準に係る経過措置)

- 8 指定介護老人福祉施設（介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に設ける居室に係る第5条及び別表第1の16の項の規定によりその例によるものとされる平成23年整備省令附則第3条第2項の規定の適用については、同項中「前項の条例」とあるのは「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例附則第2項の規定による廃止前の盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）」と、「当該条例」とあるのは「同条例」と、「1人」とあるのは、「4人以下」とあるのは「1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下と

すること」とする。

(盛岡市保育所条例の一部改正)

9 盛岡市保育所条例(昭和62年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「盛岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例(平成26年条例第35号)」を「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和6年条例第 号)第5条及び別表第1の28の項の規定によりその例によるものとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」に改める。

別表第1(第2条、第5条関係)

社会福祉施設等	法律の規定	省令等
1 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業及び同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業	児童福祉法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
2 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業	児童福祉法第34条の8の2第1項	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
3 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等	児童福祉法第34条の16第1項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(第6条第2項から第5項まで、第16条第2項第4号及び第45条第2項並びに附則第2条第2項、第3条及び第6条から第9条までの規定を除く。)
4 助産施設、母子生活支援施設及び保育所	児童福祉法第45条第1項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)(第94条から第97条までの規定を除く。)
5 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設	生活保護法第39条第1項及び社会福祉法第65条第1項	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)
6 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	社会福祉法第65条第1項	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)

		(第4章の規定を除く。)
7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設	社会福祉法第65条第1項	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号)
8 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設	社会福祉法第68条の5第1項	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)
9 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム	老人福祉法第17条第1項	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)
10 特別養護老人ホーム	老人福祉法第17条第1項	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)
11 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	介護保険法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
12 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業	介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)
13 介護保険法第53条第1項	介護保険法第54条	指定介護予防サービス等の事業の人員、

に規定する指定介護予防サービスの事業及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスの事業	第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに115条の4第1項及び第2項	設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）
14 介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援の事業及び同法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援の事業	介護保険法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
15 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスの事業	介護保険法第78条の4第1項及び第2項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
16 指定介護老人福祉施設	介護保険法第88条第1項及び第2項	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
17 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設	介護保険法第97条第1項から第3項まで	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
18 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院	介護保険法第111条第1項から第3項まで	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）
19 介護保険法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業	介護保険法第115条の14第1項及び第2項	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
20 地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第5項	介護保険法施行規則（第140条の66の規定に限る。）
21 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの事業及び障害者総合支援法第30条第1	障害者総合支援法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省

項第2号イに規定する基準 該当事業所において行う同 号に規定する基準該当障害 福祉サービスの事業	第2号並びに第43 条第1項及び第2 項	令第171号)
22 障害者総合支援法第29条 第1項に規定する指定障害 者支援施設	障害者総合支援法 第44条第1項及び 第2項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく指定障害 者支援施設等の人員、設備及び運営に関 する基準（平成18年厚生労働省令第172 号）
23 障害者総合支援法第80条 第1項に規定する障害福祉 サービス事業	障害者総合支援法 第80条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく障害福祉 サービス事業の設備及び運営に関する基 準（平成18年厚生労働省令第174号）
24 障害者総合支援法第5条 第27項に規定する地域活動 支援センター	障害者総合支援法 第80条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく地域活動 支援センターの設備及び運営に関する基 準（平成18年厚生労働省令第175号）
25 障害者総合支援法第5条 第28項に規定する福祉ホー ム	障害者総合支援法 第80条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく福祉ホー ムの設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第176号）
26 障害者総合支援法第5条 第11項に規定する障害者支 援施設	障害者総合支援法 第84条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく障害者支 援施設の設備及び運営に関する基準（平 成18年厚生労働省令第177号）
27 幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに 関する教育、保育 等の総合的な提供 の推進に関する法 律第13条第1項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準（平成 26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令 第1号）（附則第5条から第7条までの 規定を除く。）
28 子ども・子育て支援法第 27条第1項に規定する特定 教育・保育施設及び同法第 43条第2項に規定する特定	子ども・子育て支 援法第34条第2項 及び第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設 等の運営に関する基準（平成26年内閣府 令第39号）（第42条第2項から第5項ま

地域型保育事業	で及び第8項並びに附則第5条の規定を除く。)
---------	------------------------

別表第2 (第5条関係)

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第22条第5号	庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）	庭
	第23条第2項	又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって	であって
	第23条第3項	3人以下	1人
	第28条第4号	屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）	屋外遊戯場
	第31条第2項及び第47条第2項	半数	3分の2
	第43条第2号	1.65平方メートル	3.3平方メートル
	第43条第5号	屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）	屋外遊戯場
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第32条第2号	1.65平方メートル	3.3平方メートル
	第32条第5号	屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）	屋外遊戯場
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に	第23条第2項	授産施設	授産施設（法第38条第1項第4号の授産施設に限る。）

関する基準			
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第12条第6項第1号ハ	こと。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、4.95平方メートル以上とすること	こと
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第11条第4項第1号イただし書及び第55条第4項第1号イただし書	2人	4人以下
	附則第3条第1項	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること
	附則第3条第2項	原則として4人」とあるのは、「8人	原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第132条第1項第1号イただし書	2人	4人以下
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第1項第1号イただし書	2人	4人以下
	附則第4条第1項	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること

	附則第4条第2項	原則として4人」とあるのは、「8人	原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること
介護保険法施行規則	第140条の66第1号イ	数が	数が当該年度の前年度の7月1日において
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	第7条第6項第1号及び附則第4条第1項の表	1.65平方メートル 園児のうちほふくしないものの数	3.3平方メートル 園児数
	第7条第6項第2号及び附則第4条第1項の表	園児のうちほふくするものの数	園児数